給・排水設備工事
よくある質問　Ｑ＆Ａ

指定工事事業者様から，よくいただくご質問にお答えします

給水装置所有者関係

給水装置工事申請関係

しゅん工検査関係

水道メーター交付関係

道路占用許可申請関係

下水道公共ます設置・排水設備確認申請関係

給水装置所有者関係

質問　Ｑ	回答　Ａ
給水装置所有者変更届を提出したいが，旧所有者の捺印が得られない場合の届出の方法を教えて下さい	全部事項証明書（土地又は家屋），戸籍謄本，売買契約書等，新所有者が確認できる書類を添付の上提出してください。郵送も可能です。

給水装置工事申請関係

質問　Ｑ	回答　Ａ
調査票の使い方について教えて下さい	１．給水装置工事申込調査票 必要事項を記入の上，給水装置工事申込みの際に必ず提出頂く書類です。 ２．事前調査票 給水装置工事申込みの際の事前調査にご利用いただけます。この様式に必要事項を記入していくことにより，給水装置工事申込に必要な情報が全て揃うことになります。あくまで任意の様式です。給水装置工事申込みに提出する書類ではありません。
給水装置工事申請から設計完成図受取りまで，どのくらい時間がかかるか教えて下さい	戸建では申込受理日から２営業日内で作図します。申請内容によっては上記の日数以上の期間を頂く場合があります。

しゅん工検査関係

質問　Q	回答　A
中高層等の大型物件は，検査希望日の何日前までにしゅん工届を提出すれば良いか教えて下さい	給水装置工事申込みの内容により，個別に対応させていただきますので，事前にご相談下さい。
しゅん工届提出日の１週間後に必ず検査日を設定できるか教えて下さい	原則は１週間後ですが，繁忙期や地域により，１週間後とは限らない場合があります。余裕を持ってご相談下さい。
検査合格証はいつ発行されるか教えて下さい	検査合格後，概ね10営業日以内に発行となります。

水道メーター交付関係

質問　Q	回答　A
水道番号の交付を受ける際に必要な書類を教えて下さい	１．給水装置工事承認申込書（原本） （給水装置工事申込収納窓口④で貸出） ２．新設栓使用開始申込書 （給水装置工事施行要領　様式-10号） （仙台市水道局ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ可）
アパート等，複数メーターの貸与を受ける際に必要な書類を教えて下さい	１．公社作成のしゅん工平面図 ２．新設栓使用開始申込書 ※水道メーター個数分必要です。 （給水装置工事施行要領　様式-10号） （仙台市水道局ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞ可）
アパート等でメーターが複数ある場合の各部屋への水道番号の付番について教えて下さい	原則，幹栓から順番に付番し，共用栓は最後となります。 なお建物の形状が複雑で判断に迷う場合は，水道メーター交付窓口⑧にお問合せ下さい。 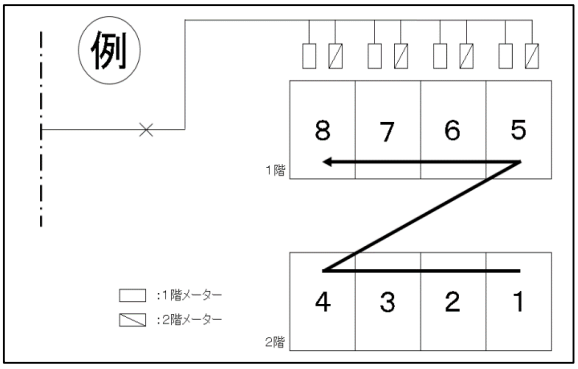 幹栓が２階の為，水道番号は１から８の順に付番します。

道路許可申請関係

質問　Q	回答　A
舗装種別と路線番号を教えて下さい	道路許可申請窓口⑦にある市道路線認定網図で舗装種別，路線番号両方確認できます。なお路線番号の確認は，仙台市のホームページが便利です。 ・仙台市ホームページ→くらしの情報→交通→道路の維持管理・補修→仙台市市道路線認定網図
道路占用申請の必要書類を教えて下さい	1. 掘削図４枚 2. 位置図１枚 3. 現地３方向写真１枚 4. 道路使用許可申請書２部 （泉区・宮城総合支所・秋保総合支所は３部） 5. 路線図１枚 6. 給水戸番図１枚 （青葉区のみ）

下水道公共ます設置・
排水設備確認申請関係

質問　Q	回答　A
下水道本管の埋設深度，管種，口径を教えて下さい	仙台市水道局１階及び仙台市役所５階下水道調整課に設置しております「仙台市下水道閲覧システム（下水道台帳）」でご確認下さい。図面の見方については閲覧システム傍に備え付けておりますのでご参照下さい。
仙台市下水道閲覧システム(下水道台帳及び竣工図)に表示されている桝・取付管が現地で確認できない場合は，どこに問い合わせれば良いか教えて下さい	下水道台帳と現地掘削調査等をしても見つからない場合は，各下水道センターにお問い合わせ下さい。 ・下水道北管理センター （青葉区・泉区 担当） TEL　022-373-0902 ・下水道南管理センター （宮城野区・太白区 担当） TEL　022-746-5061 ・若林下水道サービスセンター （若林区 担当） TEL　022-746-5062
申請対象地の排除方式（分流・合流）を教えて下さい	「仙台市下水道閲覧システム（下水道台帳）」でご確認頂けます。また仙台市ＨＰの「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」でもご確認頂けます。 ・仙台市ＨＰ→くらしの情報→住みよい街に→都市開発→都市計画→仙台市都市計画情報インターネット提供サービス
以前合流区域であったが，現在分流区域に変更となった場合，どのように配管すれば良いのか教えて下さい	分流区域に変更となった地区に関しては，排水先となる「雨水管」等の整備が行われていない箇所は，「宅内分流配管」とした上で，公共枡の１つ手前の枡で合流させて下さい。
宅内分流配管について教えて下さい	汚水系統と雨水・雑排水系統を分けて配管することになります。
完了届を受理された日から，何日後に検査になるか教えて下さい	概ね５営業日程度の時間を頂いております。なお給水と同時検査が便利です。ぜひご利用下さい。

2026.1